秋田県告示第556号

秋田県立田沢湖スポーツセンター条例(平成10年秋田県条例第44号)第11条第2項の規定により、次のとおり秋田県立田沢湖スポーツセンターの利用料金を承認したので、同条例第11条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県立田沢湖スポーツセンターの利用料金は、平成28年1月1日から適用する。

平成27年12月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 審判棟会議室の利用料金

区分		使用の単位	利用料金の額
審判棟会議室A	貸切使用	1時間につき	430円
審判棟会議室B	貸切使用	1時間につき	130円
審判棟会議室C	貸切使用	1時間につき	450円
審判棟会議室D	貸切使用	1 時間につき	200円

備考

- 1 この表に定める利用料金は、宿泊室を宿泊のために使用する者からは、徴収しない。
- 2 使用時間が 1 時間未満であるときは 1 時間とし、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは当該端数を 1 時間とする。

2 審判棟暖房の利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
審判棟	1室1時間につき	80円

備考 使用時間が 1 時間未満であるときは 1 時間とし、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは当該端数を 1 時間とする。